

令和5年1月

お客さま各位

上越信用金庫

「相続財産管理人・破産管財人 口座開設手数料」の新設について

いつも上越信用金庫をご利用いただきありがとうございます。

この度、当金庫では、相続財産管理人、破産管財人等が手続きのために開設する管理用口座について、口座開設における確認作業等の事務負担を考慮し、下記のとおり口座管理手数料を新設させていただきます。

今後ともより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. 手数料新設日

令和5年4月3日（月）

#### 2. 新設する手数料

手数料種類	対 象	手数料金額（税込）
相続財産管理人・破産管財人 口座開設手数料	相続財産管理人名義および破産管財人 名義で新規に開設する預金口座	一口座につき 1,100円

ご不明な点がございましたら当金庫お取引店までお問い合わせください。

以 上

このふるさとが誇りです。

